



平成 28 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 **NSW**

(登記社名：日本システムウェア株式会社)

代 表 者 名 代表取締役 執行役員社長 多 田 尚 二

コード番号 9 7 3 9 東証第一部

本社所在地 東京都渋谷区桜丘町 3 1 番 1 1 号

問 合 せ 先 執行役員 企画室長 西 郷 正 宏

電 話 0 3 - 3 7 7 0 - 4 0 1 4

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

NSW (日本システムウェア株式会社、本社：東京都渋谷区、代表取締役執行役員社長：多田尚二) は、本日開催の取締役会において「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定し、平成 28 年 6 月下旬に開催予定の第 50 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

1.1 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の強化と経営の透明性・効率性の向上を図ることで、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることを目的に監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

1.2 移行の時期

平成 28 年 6 月下旬に開催を予定している第 50 回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

2.1 変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役や監査役会に関する規定の削除、取締役や取締役会に関する規定の変更等、所定の変更を行うものであります。

②会社法改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に関する定款の変更は、各監査役の同意を得ております。

2.2 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

2.3 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 28 年 6 月下旬

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 28 年 6 月下旬

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) ~ (7) (条文省略)	(1) ~ (7) (現行どおり)
(8) 労働者派遣事業法に基づく <u>特定労働者派遣事業</u>	(8) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
(9) ~ (13) (条文省略)	(9) ~ (13) (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 ~ 第15条 (条文省略)	第5条 ~ 第15条 (現行どおり)
(株主総会の招集権者および議長)	(株主総会の招集権者および議長)
第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議に基づいて代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>
2 <u>取締役社長</u> に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2 <u>すべての代表取締役に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>
第17条 ~ 第20条 (条文省略)	第17条 ~ 第20条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第21条 当社の取締役は、10名以内とする。	第21条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)は、10名以内とする。
(新 設)	2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任方法) 第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役の選任方法) 第22条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>すべての代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の<u>3日前</u>までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の<u>1週間前</u>までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録については、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項を書面または電磁的記録をもって記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録については、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項を書面または電磁的記録をもって記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第31条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(社外取締役の責任限定) 第31条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める「最低責任限度額」とする。</u></p>	<p>(取締役の責任限定) 第32条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の<u>1週間前</u>までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(常勤の監査等委員) 第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第36条 監査等委員会の議事録については、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項を書面または電磁的記録をもって記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p><u>(監査役の員数)</u> 第32条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の選任方法)</u> 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u> 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第38条 監査役会の議事録については、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項を書面または電磁的記録をもって記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> 第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(社外監査役の実任)</u> 第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める「最低責任限度額」とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第42条 ～ 第43条 (条文省略)</p>	<p>第38条 ～ 第39条 (現第42条～第43条のとおり)</p>
<p><u>(報酬等)</u> 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p><u>(報酬等)</u> 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役がこれを定める。</p>
<p>第45条 ～ 第48条 (条文省略)</p>	<p>第41条 ～ 第44条 (現第45条～第48条のとおり)</p>
<p>附 則 (新 設)</p>	<p>附 則 4 <u>(監査役の実任に関する経過措置)</u> 平成28年6月開催の第50回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の限定については、なお従前の例による。</p>